

1 県民の皆様への要請等

重点措置区域（長崎市、佐世保市）

特措法第31条の6第2項、第24条第9項

重点措置区域以外

特措法第24条第9項

移動・外出

午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない
混雑した場所等への外出の半減

【県下全域共通】

日中も含め、不要不急の外出自粛

外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動

不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域や他の重点措置区域との往来は控える

路上・公園等における集団での飲酒など、**感染リスクが高い行動を自粛**

基本的な感染防止対策

【県下全域共通】

「三つの密」を徹底的に避ける

「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底

会食

【県下全域共通】

普段一緒にいる家族以外との会食は控える

感染対策が徹底されていない飲食店等や**営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控える**